

農業負債整理関係資金経営診断会議実施要領

平成13年8月31日農水第915号
最終改正 令和8年4月1日農経第204号

(趣旨)

第1 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に基づく経営体育成強化資金、農業経営負担軽減支援資金（以下「2資金」という。）の貸付けに必要な経営診断を実施する農業負債整理関係資金経営診断会議（以下「経営診断会議」という。）を設置するものとし、経営診断に必要な手続等について定める。

(構成員)

第2 経営診断会議は、次の関係機関の長若しくはその代理人によって構成する。

- (1) 農業経営課
- (2) 農産園芸課
- (3) 畜産振興課
- (4) 関係農林事務所

(運営)

第3 経営診断会議の運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 経営診断会議の議長は、農業経営課長があたる。
- (2) 経営診断会議は、議長が必要と認めたときに招集する。
- (3) 融資機関の担当職員は、経営診断会議に同席し、経営診断に必要な情報を提供する等経営診断が適切に行えるよう協力するものとする。
- (4) 農業信用基金協会による保証を付す場合で、かつ議長が必要と認めた場合は、農業信用基金協会の担当職員の出席を求めることができる。
- (5) 議長は、関係者等から意見を聴く必要がある場合は、その者の出席を求めることができる。

(手続き)

第4 経営診断会議に諮る申請手続き等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 2資金の要綱で規定される貸付条件を満たす農業者等（以下「農業者」という。）は、2資金の借入申込書、経営改善計画書及び別記に定める添付書類を融資機関へ提出する。
- (2) 前号の規定により借入申込を受けた融資機関は、別紙「経営診断の依頼について」を農業者の住所地を管轄する農林事務所を経由して、経営診断会議の事務局へ提出する。

なお、融資機関が株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関である場合は、融資機関から直接経営診断会議の事務局へ提出することができる。

2 融資機関は、経営診断の結果を参考に、自ら責任を持って当該融資の可否について最終判断を行い、次により農業者及び経営診断会議の事務局へ速やかに連絡するものとする。

- (1) 融資を可とした場合は、貸付決定通知書（これに準ずる通知等を含む。）により報告する。
- (2) 融資を否とした場合は、基本要綱別紙1の経営改善計画総括表（以下「総括表」という。）により、その理由を説明する。

3 前項の規定により連絡を受けた経営診断会議の事務局は、その案件に係る経営診断会議の構成機関に対し、その結果を連絡するものとする。

(経営診断会議)

第5 経営診断会議は、農業者の現在の経営状況や負債を負うことになった原因等を診断するものであり、総括表の項目1及び項目2について経営診断会議で出された意見を集約し、総括表の「経営診断機関記載欄」に記載後、融資機関に回答する。

(事務局)

第6 この経営診断会議に係る事務局は、農業経営課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、経営診断会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成13年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記（第4関係） 添付書類

- ・過去3年分の損益計算書（農業者が作成している場合）
- ・ " 貸借対照表（ " ）
- ・ " 青色申告書
- ・ " 決算書（付属明細書を含む）
- ・整理しようとする負債の内容を証明する書類等（残高証明書及び使途が確認できるもの等）
- ・その他の負債に係る残高証明書
- ・農業経営改善計画書（認定農業者の場合のみ。直近に認定を受けたもの）
- ・その他経営診断に参考となる書類